

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	林	芳正 (自民)	柏村	武昭 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	桜井	新 (自民)	田村	秀昭 (民主)
理事	三浦	一水 (自民)	谷川	秀善 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	福島	啓史郎 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	齋藤	勁 (民主)	山谷	えり子 (自民)	澤	雄二 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	今泉	昭 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	岡田	直樹 (自民)	喜納	昌吉 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(16.10.26 現在)

(1) 審議概観

第161回国会において本委員会に付託された案件は、条約1件及び内閣提出1件の合計2件であり、いずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願6種類27件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

日・メキシコ経済連携協定 我が国は、WTO体制を補完するため、二国間における自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)の締結を進めている。世界第10位の経済規模を有するメキシコ市場へのアクセス拡大を図り、FTA/EPAの未締結により日本企業が被っている不利益を解消するため、小泉総理の中南米訪問に際し、9月17日、フォックス大統領との間で署名された日・メキシコ経済連携協定が提出された。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定は、我が国とメキシコとの間で貿易及び投資の自由化、並びにビジネス関係者等の自由な移動を促進し、ビジネス環境の整備、人材育成、中小企業支援等における協力を含む幅広い分野での連携を強化しようとするものである。委員会においては、本協定締結の意義と経済効果、メキシコからの農産品輸入拡大による国内農業への影響、輸入農産品の安全性、東アジア諸国との経済連携協定締結交渉の見通し等について質疑が行われ、多数をもって承認された。

防衛庁職員給与法の改正 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国立大学の法人化等により、一般職職員給与法別表の教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けていた陸上自衛隊少年工科学校教官等に対し適用する俸給表として、自衛隊教官俸給表を新たに設けること、その他所要の措置を講じるものである。委員会においては、自衛隊生徒の教育の現状と自衛隊における教育訓練の在り方、寒冷地手当削減に伴う予算の歳出節減等について質疑が行われ、

全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

テロ対策特措法に基づく基本計画の変更(派遣期間を6ヶ月延長、10月26日閣議決定)、イラクにおける邦人人質事件(10月27日)、ブッシュ米国大統領の再選、第3回日朝実務者協議(11月9日～14日)、先島群島周辺海域における中国海軍潜水艦の領海侵犯(11月10日)、イラク情勢、新たな防衛計画大綱及び中期防衛力整備計画の策定、米軍再編問題等を踏まえ、国政調査が行われた。

10月28日、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について大野防衛庁長官から報告を聴取した後、質疑を行った。

11月2日、イラクにおける邦人人質事件、イラクの治安情勢、自衛隊のイラク派遣等について質疑を行った。

11月4日、日米安保体制、在日米軍再編問題、米国大統領選挙、イラク情勢、米軍池子家族住宅追加建設問題、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故等について質疑を行った。

11月11日、中国の海軍力増強、先島群島周辺海域における国籍不明潜水艦に対する海上警備行動、防衛力の整備、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故、中東情勢等について質疑を行った。

11月16日、防衛庁市ヶ谷地区の実情調査(中央指揮所の視察等)を行った。

11月18日、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、北方領土問題、陸上自衛隊東部方面隊の不正経理問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

11月30日、アジア太平洋経済協力(APEC)閣僚会議、イラクに関するG8及び周辺国による国際会議、日・ASEAN外相会議並びに日中韓外相三者委員会への出席について町村外務大臣から、防衛庁長官のアメリカ合衆国への訪問について大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴取した後、日中関係と対中ODA、北朝鮮の軍事情勢と日朝関係、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣、在日米軍再編問題、ミサイル防衛、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題、沖縄米軍基地問題等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成16年10月26日(火)(第1回)

- 理事の選任及び補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、町村外務大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、齋藤勁君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第4号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

○平成16年10月28日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について大野防衛庁長官から報告を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、山崎内閣官房副長官、今津防衛庁副長官、逢沢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕白眞勲君（民主）、田村秀昭君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月2日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける邦人人質事件に関する件、イラクの治安情勢に関する件、自衛隊のイラク派遣に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕榛葉賀津也君（民主）、齋藤勁君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月4日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米安保体制に関する件、在日米軍再編問題に関する件、米国大統領選挙に関する件、イラク情勢に関する件、米軍池子家族住宅追加建設問題に関する件、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官、逢沢外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕浅野勝人君（自民）、佐藤道夫君（民主）、齋藤勁君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成16年11月9日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について町村外務大臣、大野防衛庁長

官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、喜納昌吉君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、社民

反対会派 共産

○平成16年11月11日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○中国の海軍力増強に関する件、先島群島周辺海域における国籍不明潜水艦に対する海上警備行動に関する件、防衛力の整備に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、沖縄県における米軍ヘリコプター墜落事故に関する件、中東情勢に関する件等について大野防衛庁長官、町村外務大臣、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村秀昭君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月18日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題に関する件、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、北方領土問題に関する件、陸上自衛隊東部方面隊の不正経理問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣、今津防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 齋藤勁君（民主）、佐藤道夫君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

○平成16年11月30日（火）（第8回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議、イラクに関するG8及び周辺国による国際会議、日・ASEAN外相会議並びに日中韓外相三者委員会への出席に関する件及び防衛庁長官のアメリカ合衆国への訪問に関する件について町村外務大臣及び大野防衛庁長官からそれぞれ報告を聴いた後、日中関係と対中ODAに関する件、北朝鮮の軍事情勢と日朝関係に関する件、中国原子力潜水艦による領海侵犯事案に関する件、イラクの治安情勢と自衛隊の派遣に関する件、在日米軍再編問題に関する件、ミサイル防衛に関する件、第3回日朝実務者協議と日本人拉致問題に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について町村外務大臣、大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、山本一太君（自民）、白眞勲君（民主）、齋藤勁君

(民主)、榛葉賀津也君(民主)、澤雄二君(公明)、緒方靖夫君(共産)、
大田昌秀君(社民)

○平成16年12月2日(木)(第9回)

- 請願第1号外26件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国立大学の法人化等により、一般職の職員の給与に関する法律別表第六ロ教育職俸給表(二)が廃止されること等に伴い、同表の適用を受けている陸上自衛隊少年工科学校等の教官に対し適用する俸給表として新たに自衛隊教官俸給表を設ける。
- 二、自衛隊教官俸給表を新設することに伴う切替措置等を設ける。
- 三、本法律は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の締結に
ついて承認を求めるの件(閣条第1号)

【要旨】

この協定は、我が国とメキシコとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会及び政府調達への参加の機会の増大を図り、ビジネス環境の整備及び中小企業等の分野における協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設けるものであり、本年9月17日にメキシコ市において、小泉内閣総理大臣とピセンテ・フォックス・ケサーダ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文177箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し又は引き下げるとともに、当該表に定める水準よりも関税を引き上げてはならない。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目（いずれの品目についても、協定発効後5年目に再協議）

イ 豚肉

従価税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度3万8,000トン→5年目8万トン）

ロ オレンジジュース

関税率半減の特恵輸入枠の設定（初年度4,000トン→5年目6,500トン（濃縮換算））

ハ 牛肉

協定発効後2年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

3年目以降は、特恵輸入枠を設定（3年目3,000トン→5年目6,000トン）。関税率は協定発効後2年目に協議

ニ 鶏肉

協定発効後1年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

2年目以降は、特恵輸入枠を設定（2年目2,500トン→5年目8,500トン）。関税率は協定発効後1年目に協議

ホ オレンジ生果

協定発効後2年間は、市場開拓を目的として10トンの特恵輸入枠（無税）を設定。

3年目以降は、特恵輸入枠を設定（3年目2,000トン→5年目4,000トン）。関税率は協定発効後2年目に協議

2 メキシコによる関税撤廃等の主要品目

イ 鉄鋼

例外なく、すべての鉄鋼製品について、10年以内に関税を撤廃。そのうち、電子、家庭用電気製品、資本財、自動車の4分野向けに使われるもの等については、関税を即時撤廃

ロ 自動車

協定発効時より6年目までは、乗用車及び大型を除くバス及びトラックについて、それぞれの年の前年のメキシコ国内販売台数の5パーセントの新規の無税枠を設定、7年目からは完全に関税を撤廃（ただし、メキシコ国内に生産拠点を有する企業向けの既存無税枠は、別途維持）

二、原産地規則、原産地証明及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、政府調達に関する措置について、他方の締約国の物品及びサービス並びに他方の締約国の物品及びサービスの供給者に対し、内国民待遇を与える。

六、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むために随時協議することとし、このためのビジネス環境の整備に関する委員会を設置する。

- 七、両締約国は、貿易投資の促進、裾野産業、中小企業、科学技術、技術及び職業に関する教育及び訓練、知的財産、農業、観光並びに環境の各分野において協力する。
- 八、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び裁定、仲裁裁判手続の終了、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 九、各締約国は、この協定の対象となる事項に関する法令、行政上の手続等を速やかに公表する。
- 十、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を日本国政府及びメキシコ政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。